

## 質問書に対する回答

件名) 横浜新道 新保土ヶ谷 I C ~ 川上 I C 間付加車線工事

No.	質問箇所	質問事項	回 答
1	図面03-2 本線：横断図 図面03-8 遮音壁・雑工 ：規制図(その12)	コンクリート防護柵施工箇所の横断図で現況中心と計画中心の離れが少なくとも500mm以下の箇所は、既設と新設の防護柵設置位置が重なるため、規制図(その12)に示された「中央分離帯規制(2車線区間：夜間)」の交通規制で、当日に既設撤去と新設設置を同時に施工すると考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	そのとおりお考えください。
2	図面03-2 本線：横断図 図面03-8 遮音壁・雑工 ：規制図(その12)	コンクリート防護柵施工箇所の横断図で現況中心と計画中心の離れが500mm以上の箇所でも施工余裕が必要となり、コンクリート防護柵を規制図(その12)に示された「中央分離帯規制(2車線区間：夜間)」の交通規制で、当日に既設撤去と新設設置を同時に施工する必要がある箇所があると考えます。中央分離帯規制での施工を計画している区間をご提示下さい。	KP. 4+780付近～KP. 6+020付近及びKP. 6+340付近～KP. 6+870付近を想定しています。
3	入札公告説明書 4-2. 技術評価の評価項目等	評価項目が「コンクリート防護柵施工における、供用中路線の走行車両に対する安全管理に関する留意点と対応策」となっており、「追越車線規制内における施工時の安全対策に関して1提案」が求められておりますが、「中央分離帯規制」での施工が必要な箇所は提案範囲外と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	「中央分離帯規制」での施工が必要な箇所も提案対象とお考えください。
4	入札公告説明書 4-2. 技術評価の評価項目等 特記仕様書 25-6-5コンクリート防護柵工	評価項目が「コンクリート防護柵施工における、供用中路線の走行車両に対する安全管理に関する留意点と対応策」となっており、「追越車線規制内における施工時の安全対策に関して1提案」が求められておりますが、特記仕様書の「コンクリート防護柵工」の「(4)支払」に記述されているすべての工種が提案範囲と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	「コンクリート防護柵工」の「(4)支払」に記述されている作業に加え、既設コンクリート防護柵の撤去作業も含むとお考えください。